

報 告 事 項

第65回宮崎県国土利用計画審議会

宅地造成及び特定盛土等規制法について

令和6年3月11日

宮崎県県土整備部技術企画課

盛土規制法制定の背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
軽傷者1名、県道通行止め
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
軽傷者1名、県道通行止め
住宅被害1棟

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】 熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

- ◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、**「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制（R5.5.26施行）**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称**“盛土規制法”**

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

- ◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施**

盛土規制法に基づく盛土等の災害の防止に向けた措置：①スキマのない規制

規制区域

○都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定

➢ **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定

➢ **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長

○区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）

○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

○規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする

○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積**についても規制

※ 許可された盛土等については、①**所在地等の一覧を公表**するとともに、②**現場での標識掲出**を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

（参考）改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

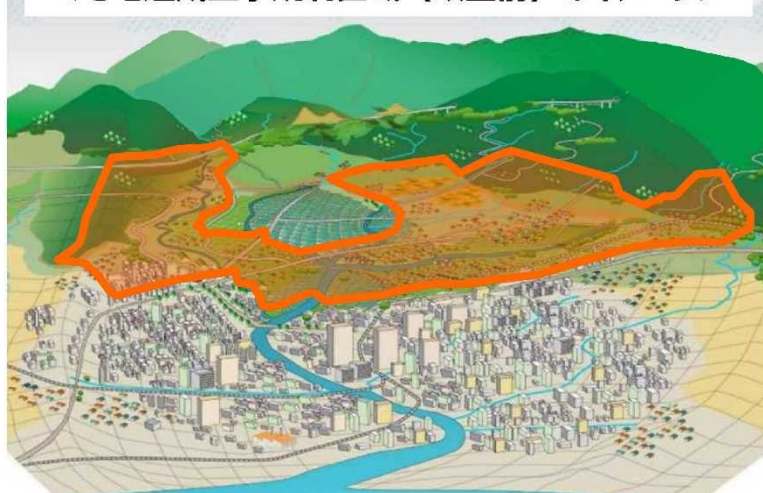
- 宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

※ （下線部）：規制を強化する部分

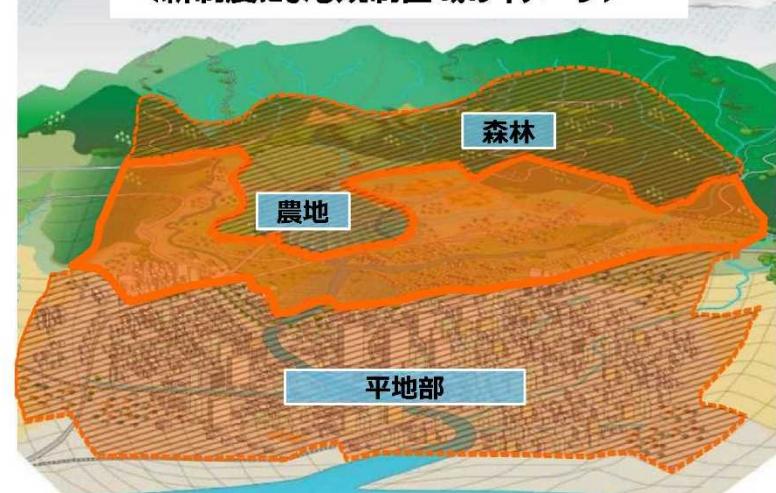
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地**を広く指定

<新制度による規制区域のイメージ>



盛土規制法における規制区域のイメージ

<宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域

市街地・市街地となる土地の区域

例)
・都市計画区域 等

集落

【保全対象】

- ・市街地、集落
- ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設
- ・道路等の公共施設 等

特定盛土等規制区域

市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域

例)

- ・盛土が崩落した場合に土石流となって、人家等に危害が及ぶ可能性がある区域

盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域

宅地造成等工事規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新規追加>

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

<土石の堆積（一時堆積）>

<新規追加>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

特定盛土等規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新規追加>

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図	<p>2mを超える崖</p> <p>盛土</p>	<p>切土</p> <p>5mを超える崖</p>	<p>盛土</p> <p>切土</p> <p>5mを超える崖</p>	<p>高さ5m超</p> <p>盛土</p> <p>(崖を生じないもの)</p>	<p>切土</p> <p>盛土</p> <p>面積3,000㎡超</p> <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

<土石の堆積（一時堆積）>

<新規追加>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
イメージ図	<p>高さ5m超</p> <p>面積1,500㎡超*</p>	<p>面積3,000㎡超</p>

盛土規制法の対象となる工事

分類		定義	対象	用途例	
盛土規制法の対象	土地の形質の変更及びその他の工事	宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の 土地の形質の変更 で政令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当する盛土又は切土を除く。） ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの ⑤ ①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの 	住宅団地、ショッピングモール、工業団地、スキー場、ゴルフ場、キャンプ場、残土処分場、発電施設（太陽光・風力等）農地、採草放牧地、森林 等
		特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の 土地の形質の変更 で、当該 宅地又は農地等に隣接し 、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるもの		
		土石の堆積	宅地又は農地等において行う 土石の堆積 で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）		
盛土規制法の許可不要工事	災害の発生するおそれがないと認められる工事	他法令等の基準により盛土等の 安全性が確保 されている工事等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱山保安法の基準で行われる鉱業上使用する特定施設の設置の工事等における鉱物の採取* ○ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの 等 	鉱物の採取、土石の採取、土地改良事業、工事現場内における仮置き 等	
		都道府県等が規則で定めることができる適用除外とする盛土等（不陸整正等で高さの低い盛土等）	○ 高さ2メートル以下かつ面積500平方メートル超の盛土等で、盛土等をする 標高差が30センチメートル （都道府県等が定める場合はその値）を超えないもの 等	不陸整正 等	
その他盛土規制法の対象外となる行為		—	○ 営農行為（耕起、整地、畝立、けい畔補修等） 等	—	

②盛土等の安全性の確保

許可基準 ・手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

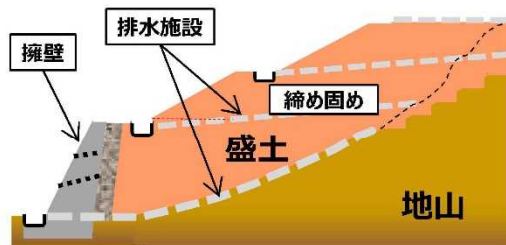
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

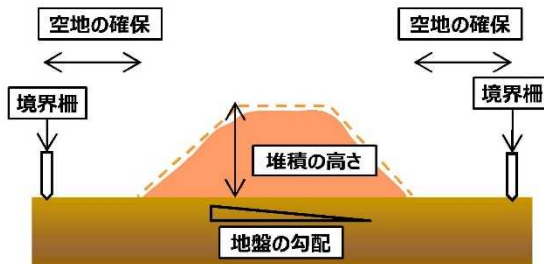
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



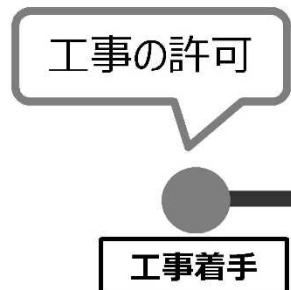
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■施工中・完了時の安全確認



○中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



○完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等



○定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告
例：土石の堆積量 等

土地の形質の変更の技術的基準(政令)全般の概念図

土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)

崖面上端の地盤面には崖の反対方向に地表水が流れるよう勾配を付すこと【第7条第2項第一号】

赤字: 盛土規制法施行に伴う技術的基準の改正箇所

・盛土箇所の原地盤が不安定な場合や、谷埋め盛土等の崩落リスクが高い盛土の場合は安定計算により安全を確認することを求める
 ・特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における15メートル超の盛土の場合は、安定計算を行うことを政令で義務付け【第7条第2項第二号】
 ※マニュアル等で暗渠等の構造について具体的に記載

擁壁等の設置を要さない崖面には石張等の措置【第15条第1項】

崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置★【第15条第2項】

崖面上端の地盤面には崖の反対方向に地表水が流れるよう勾配を付すこと【第7条第2項第一号】

崖面上端の地盤面には崖の反対方向に地表水が流れるよう勾配を付すこと【第7条第2項第一号】

擁壁裏面の排水向上のため、水抜き穴を設置【第12条】

道路の路面の部分その他植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地表面は措置不要【第15条第2項第二号】

地山の勾配が急な場合は地山の段切り【第7条第1項第二号】

盛土内部に浸透した地表水等の速やかな排除のため透水層設置【第7条第1項第一号(ロ)】

盛土をした地盤に地表水又は地下水の浸透によるゆるみ、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの設置【第7条第1項第一号(ハ)】

盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがある場合盛土内排水工【第16条第2項】

概ね30cm以下の厚さに分けて盛土及び締固め【第7号第1項第一号(イ)】

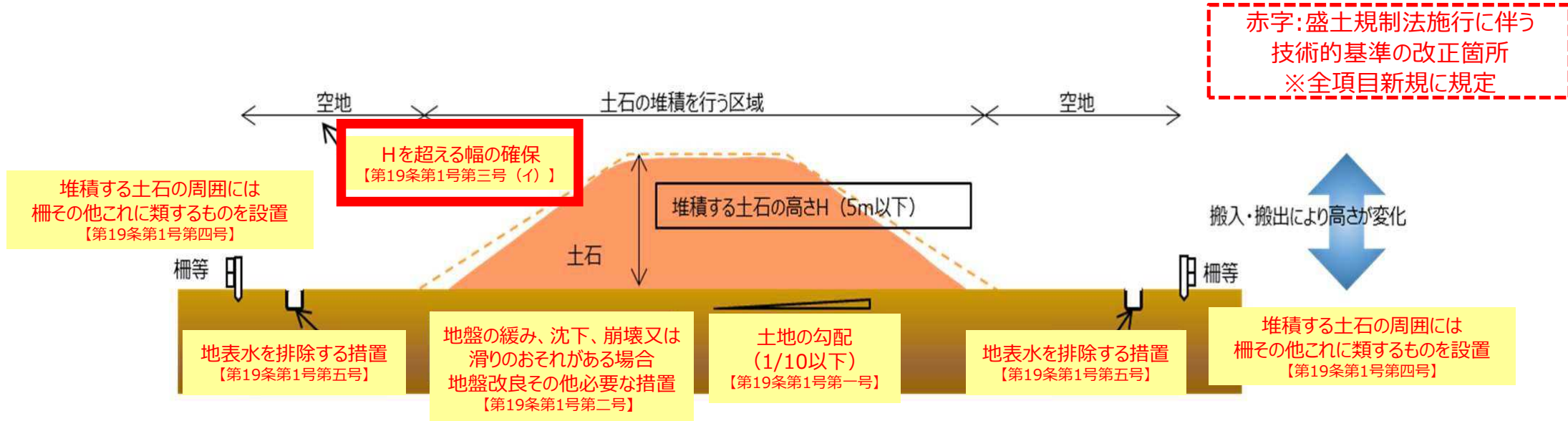
高さ1メートル超の盛土による崖※を生じる場合等は擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置【第8条第1項第一号】【第14条第1項第一号】

「崖面崩壊施設」は、擁壁を設置する場合に、地盤の変動、地盤内部への地下水の浸入等、崖の安定を保つ機能を損なうおそれのある場合に設置
 (例) 鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工【第14条第1項第一号】

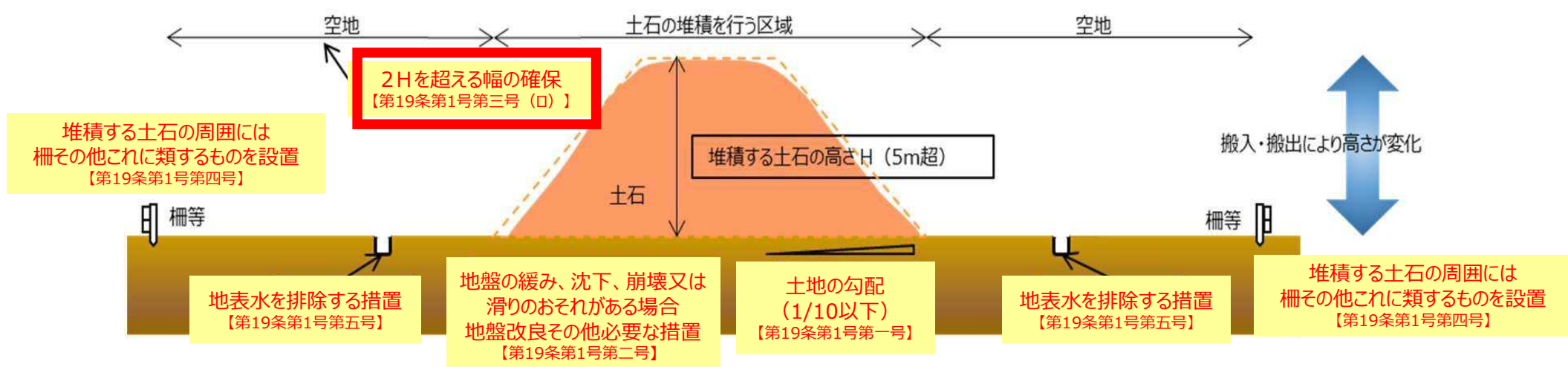
※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
 ★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

土石の堆積に係る技術的基準(政令)全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

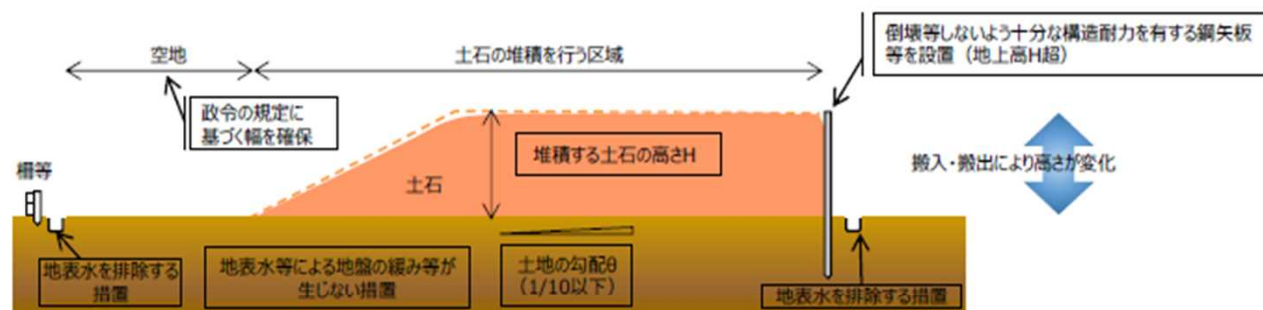


(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

土石の堆積に係る崩壊・流出を防止する措置

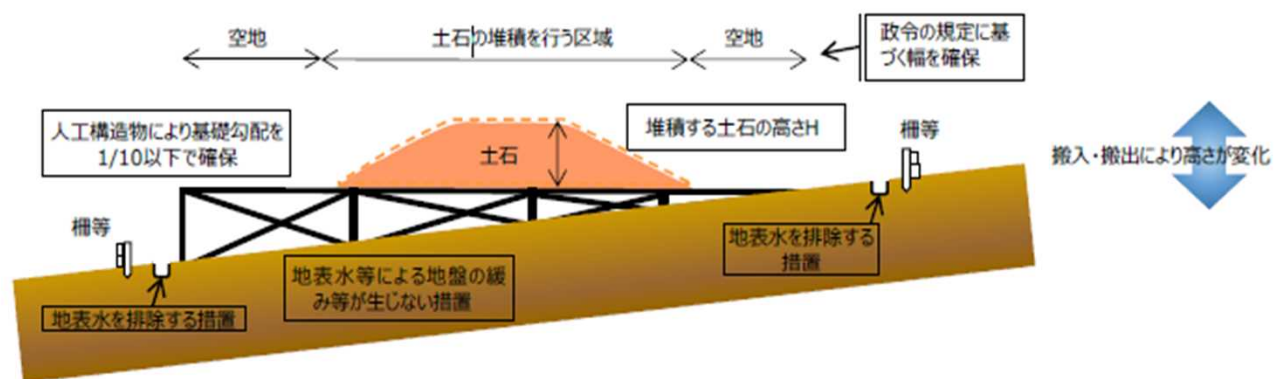
A) 鋼矢板等の設置

⇒土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



B) 構台等の設置

⇒構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



C) 堆積勾配の規制及びシート等による保護

⇒堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。

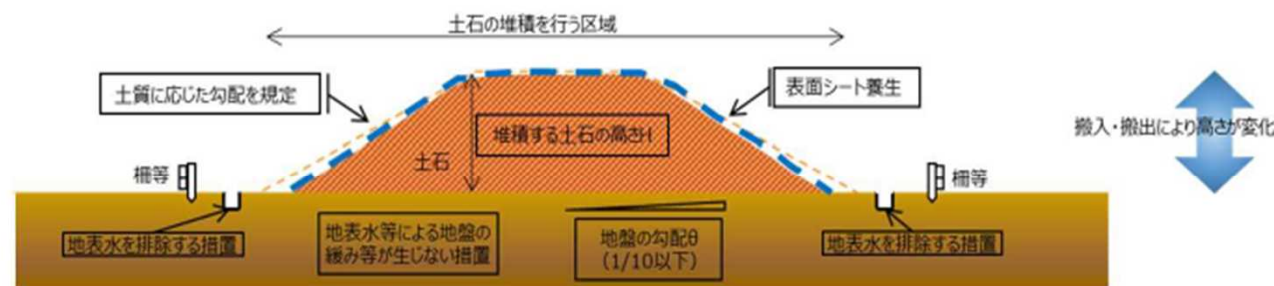


図 代表的な措置の概念図

※ 「柵等」は、区域内に人がみだりに立ち入らないようにする施設をいい、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるのであれば簡素な措置とすることも可能

盛土等の許可・届出・検査・報告の対象行為の規模(概要)

赤字：変更点

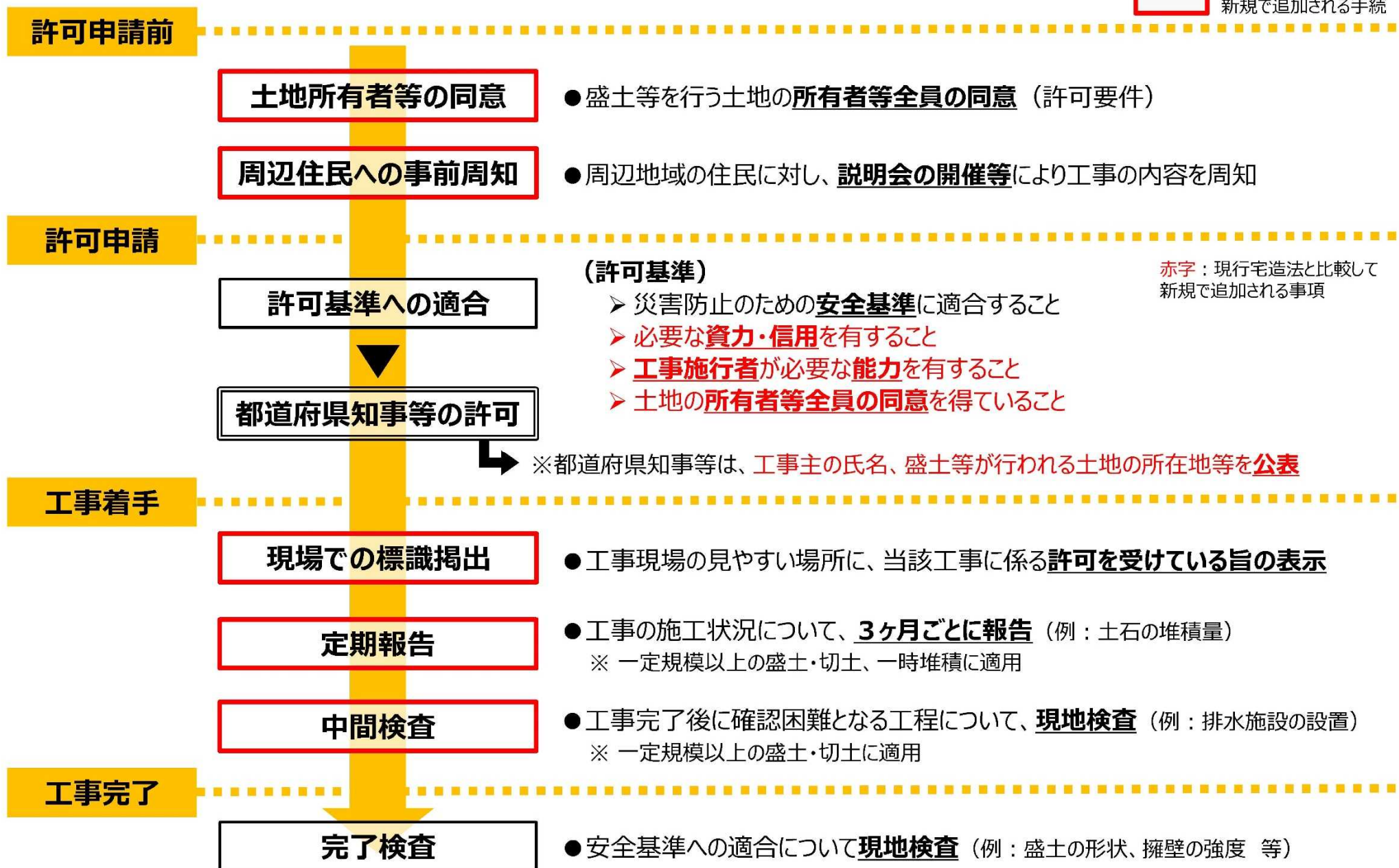
区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅造区域	宅地造成	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	特定盛土等					
	土石の堆積	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	- (事後的確認が可能なため対象外)	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特盛区域	特定盛土等 ※2	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積					
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	- (事後的確認が可能なため対象外)	許可対象すべて	許可対象すべて

※ 1 工事の施工状況について3ヶ月ごとに報告が必要となります。

※ 2 特定盛土等は宅地造成を包含するものであるため、特盛区域においても宅地造成は規制対象となります。

許可申請から工事完了までの流れ

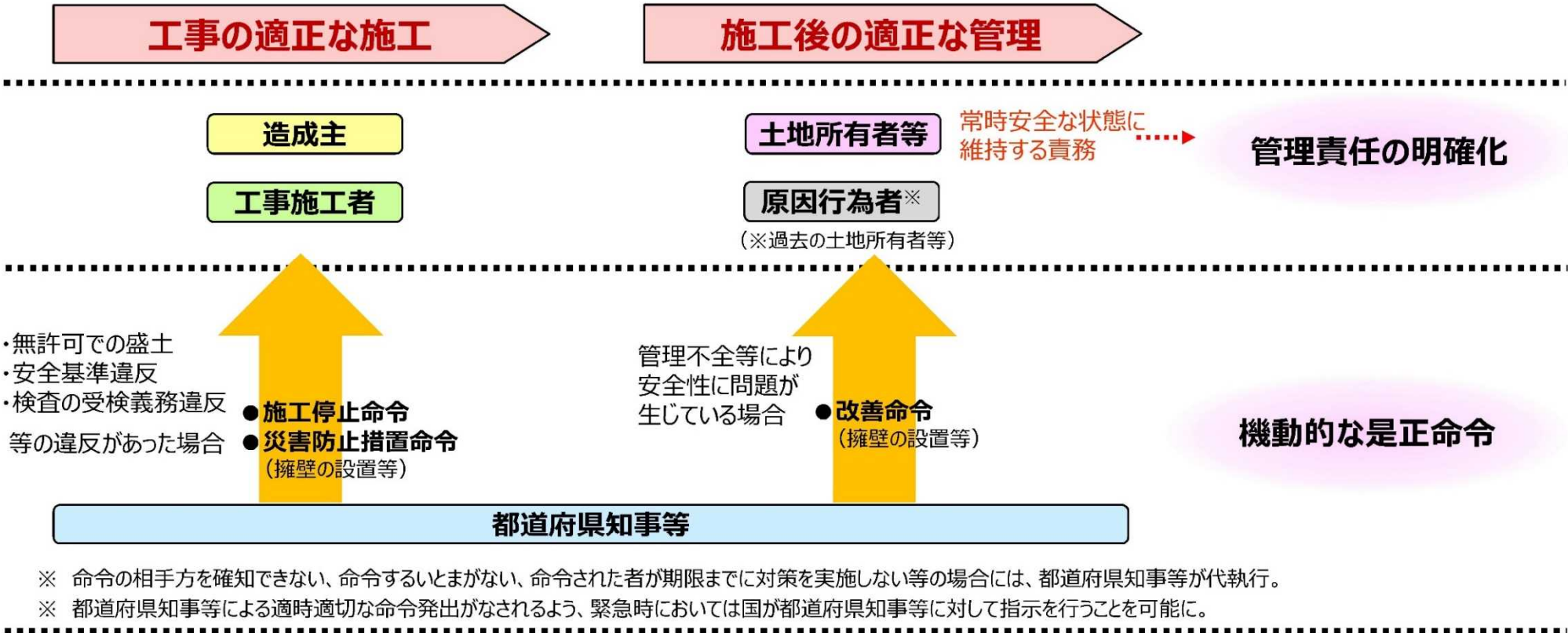
 現行宅造法と比較して
新規で追加される手続



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

③責任の所在の明確化／④実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**



- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置（最大で3億円以下）**

実効性のある罰則

宮崎県における規制区域の指定に向けた取組

<規制区域のイメージ>

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

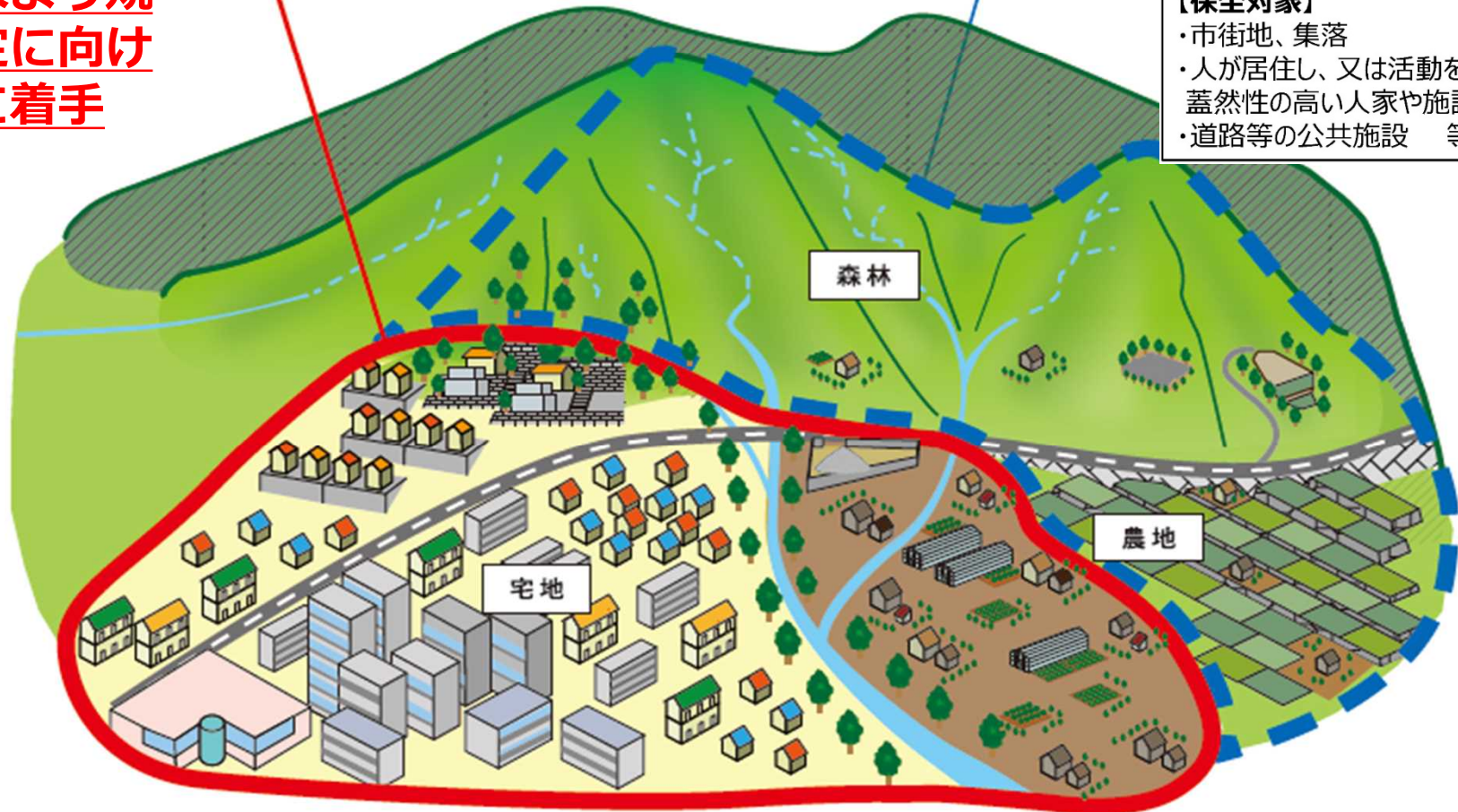
特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

令和4年度末より規制区域の指定に向けた基礎調査に着手

【保全対象】

- ・市街地、集落
- ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設
- ・道路等の公共施設 等



規制区域の指定の考え方(宅地造成等規制区域)

5 規制区域の指定の考え方

5.1 宅地造成等工事規制区域

一 宅地造成等工事規制区域
 宅地造成等工事規制区域の指定の対象とする区域は、次のいずれかに該当する区域（以下「市街地等区域」という。）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域とする。

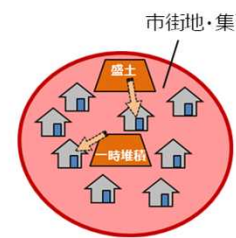
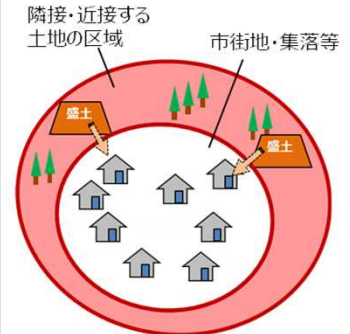
(1) 都市計画区域
 (2) 準都市計画区域
 (3) 地域開発計画等策定区域
 (4) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。）
 (5) 集落の区域
 (6) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域
 (7) (1) から (6) の区域に隣接・近接する土地の区域

【解説】

盛土規制法第 10 条第 1 項は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる旨を定めている。

これは、市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定するもので、本要領における指定の対象とする区域は、(1) から (7) のいずれかに該当する区域（以下「市街地等区域」という。）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域としている。

「市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域」は、従来の宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域の指定に当たっても想定されていたが、「集落の区域」や「隣接・近接する土地の区域」は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域の指定に当たり新たに想定される区域であるため、以降で詳述する。

規制区域	宅地造成等工事規制区域	
対象区域	市街地・集落等	隣接・近接する土地の区域
区域の考え方	人家等がまとまって存在しているエリア	盛土等の崩落により流出した土砂が、隣接・近接する市街地や集落に危害を及ぼすおそれのあるエリア
区域内で発生が想定される災害	表層崩壊、大規模崩壊	表層崩壊、大規模崩壊
上記の災害により被害を受ける対象(保全対象)	市街地・集落等	(隣接・近接する) 市街地・集落等
想定される災害のイメージ	市街地・集落等内の盛土等が崩落し、周辺の人等々に危害を及ぼすケース 	市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の盛土等が崩落し、市街地・集落等内の人家等に危害を及ぼすケース 

集落、隣接・近接の考え方

<集落>

(参考) 他法令における集落の考え方

①集落地域整備法

集落地域整備法において、「集落地域」は「集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域」としており、狭義の集落（住居が集まって生活が展開されている場所。主として、住居、各種建造物、道路等によって構成されている場所）のみを対象とするのではなく、広義の集落（農用地、森林をも含んだ地域的広がりを持つ）を対象としている。

参考：農林水産省構造改善局計画部地域計画課 監修 概説 集落地域整備法，昭和62年8月。

②農地法

農地法において、農地転用の不許可の例外規定の「集落」は、「相当数の家屋が連たんして集合している区域」とされており、家屋数や連たんの程度については、地方公共団体ごとに判断している。

なお、地方公共団体ごとの判断の例として「集落」を3戸以上の住宅を含む区域と整理している場合や、5戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね50m以内の距離で連たん集合している区域と整理している場合、「相当数」の規模をその地域の実情に応じて判断すると整理している場合等が挙げられる。

参考：農林水産省経営局、農村振興局、「農地法の運用について」の制定について，令和4年9月改正。

(参考) 都市計画法における建築物の連たんの考え方

集落の考え方を直接示したものではないが、都市計画法における建築物の連たんの考え方も参考となる。

都市計画法第34条において、市街化調整区域に係る開発行為が認められる場合として、「市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している地域であっておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの」と規定しているが、「おおむね50以上の建築物が連たんしている地域」を要件とするのは、建築物が一定程度集積し市街化が進んでおり、公共施設の整備もある程度進んでいると考えられる地域であるためである。

参考：開発許可制度研究会，最新 開発許可制度の解説 第四次改訂版，令和3年12月。

<隣接・近接>

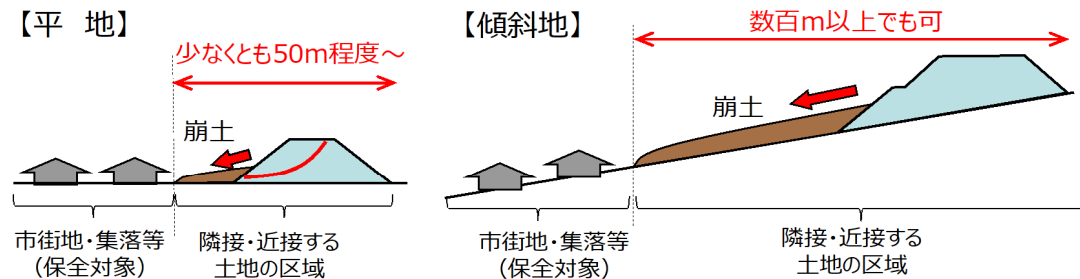


図 5.2 市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域のイメージ

③土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地滑り）の指定基準

土砂災害防止法施行令第2条において、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定基準は、「急傾斜地の下端からの水平距離が最大で50m」とされている。

また、土砂災害警戒区域（地滑り）の指定基準は、「地滑り区域下端からの水平距離が最大で250m」とされている。

(参考) 土砂の流出距離と元地形の勾配

図 5.5 に示す盛土の崩落事例における土砂の流出距離と元地形の勾配から、元地形の勾配が1/10程度を超えると流出距離が大きくなる傾向がある。→ 1/10を境に平地と傾斜地を区分

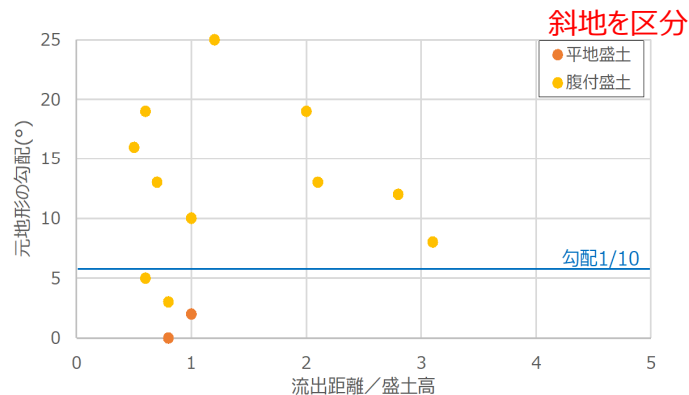


図 5.5 流出距離と元地形の勾配

出典：国土交通省資料

規制区域の指定の考え方(特定盛土等規制区域)

5.2 特定盛土等規制区域

二 特定盛土等規制区域

特定盛土等規制区域の指定の対象とする区域は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、次のいずれかに該当する区域（以下「盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域」という。）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域とする。

- (1) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域
- (2) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域
- (3) 土砂災害発生の危険性を有する区域
- (4) 過去に大災害が発生した区域
- (5) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

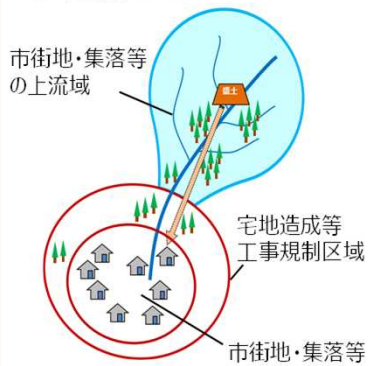
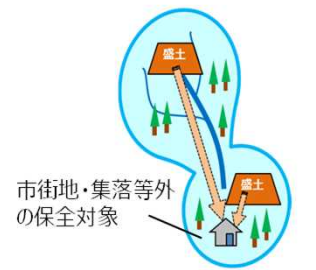
【解説】

盛土規制法第26条第1項は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（以下「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる旨を定めている。

これは、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定するもので、本要領における指定の対象とする区域は、(1)から(5)のいずれかに該当する区域（以下「盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域」という。）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域としている。

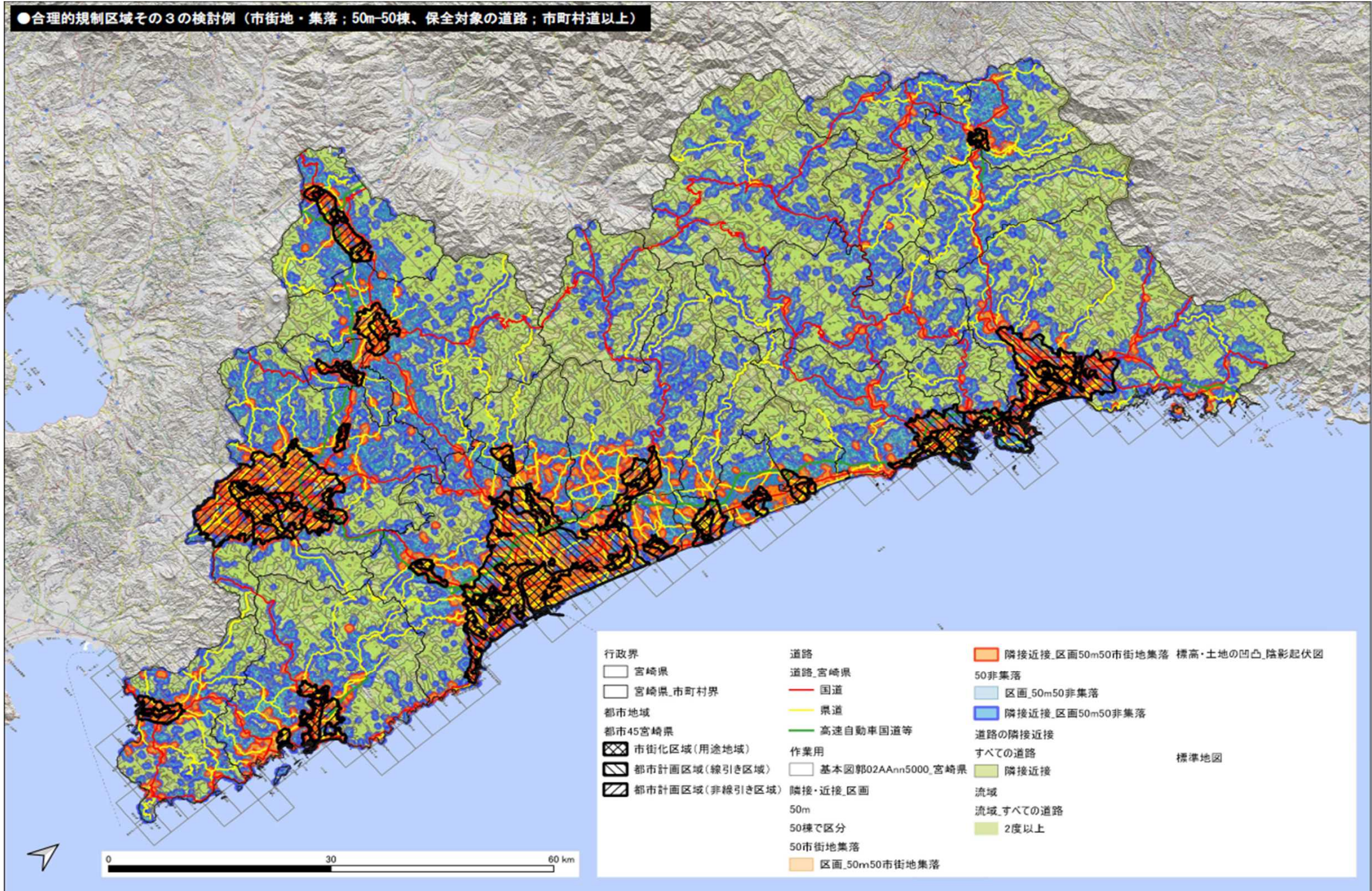
特定盛土等規制区域は、盛土規制法で新たに導入された区域であり、以降で詳述する。なお、(1)から(3)の区域については、「4 用語の定義」でも述べているため、参考とされたい。

図 5.6 に特定盛土等規制区域のイメージを示す。

規制区域	特定盛土等規制区域	
	対象区域	その他
区域の考え方	市街地・集落等から離れていても、市街地・集落等に危害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地・集落等外の保全対象に危害を及ぼすおそれのあるエリア
区域内で発生が想定される災害	流出した土砂の土石流化	表層崩壊、大規模崩壊、流出した土砂の土石流化
上記の災害により被害を受ける対象(保全対象)	(下方の)市街地・集落等	当該区域内の保全対象
想定される災害のイメージ	<p>市街地・集落等の上流域の盛土等が崩落し、土石流となって溪流等を流下し、下方の市街地・集落等内の人家等に危害を及ぼすケース</p>  <p>市街地・集落等の上流域</p> <p>宅地造成等工事規制区域</p> <p>市街地・集落等</p>	<p>・盛土等が崩落し、周辺の人家等(市街地・集落等外)に危害を及ぼすケース</p> <p>・盛土等が崩落し、土石流となって溪流等を流下し、下方の人家等(市街地・集落等外)に危害を及ぼすケース</p>  <p>市街地・集落等外の保全対象</p>

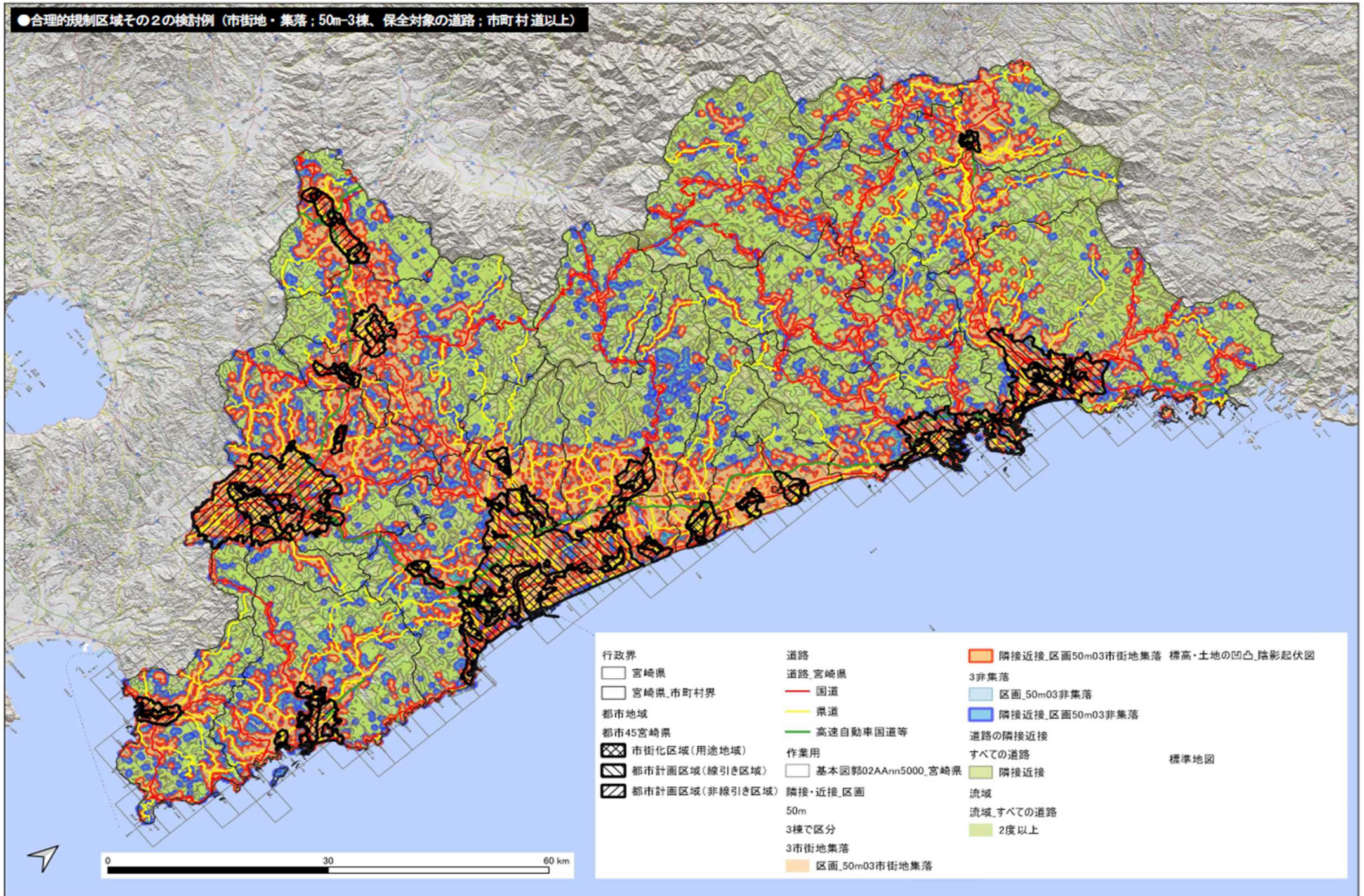
集落(50m-50棟以上)、非集落(50m-50棟未満)、溪流等の分布図

●合理的規制区域その3の検討例(市街地・集落;50m-50棟、保全対象の道路;市町村道以上)

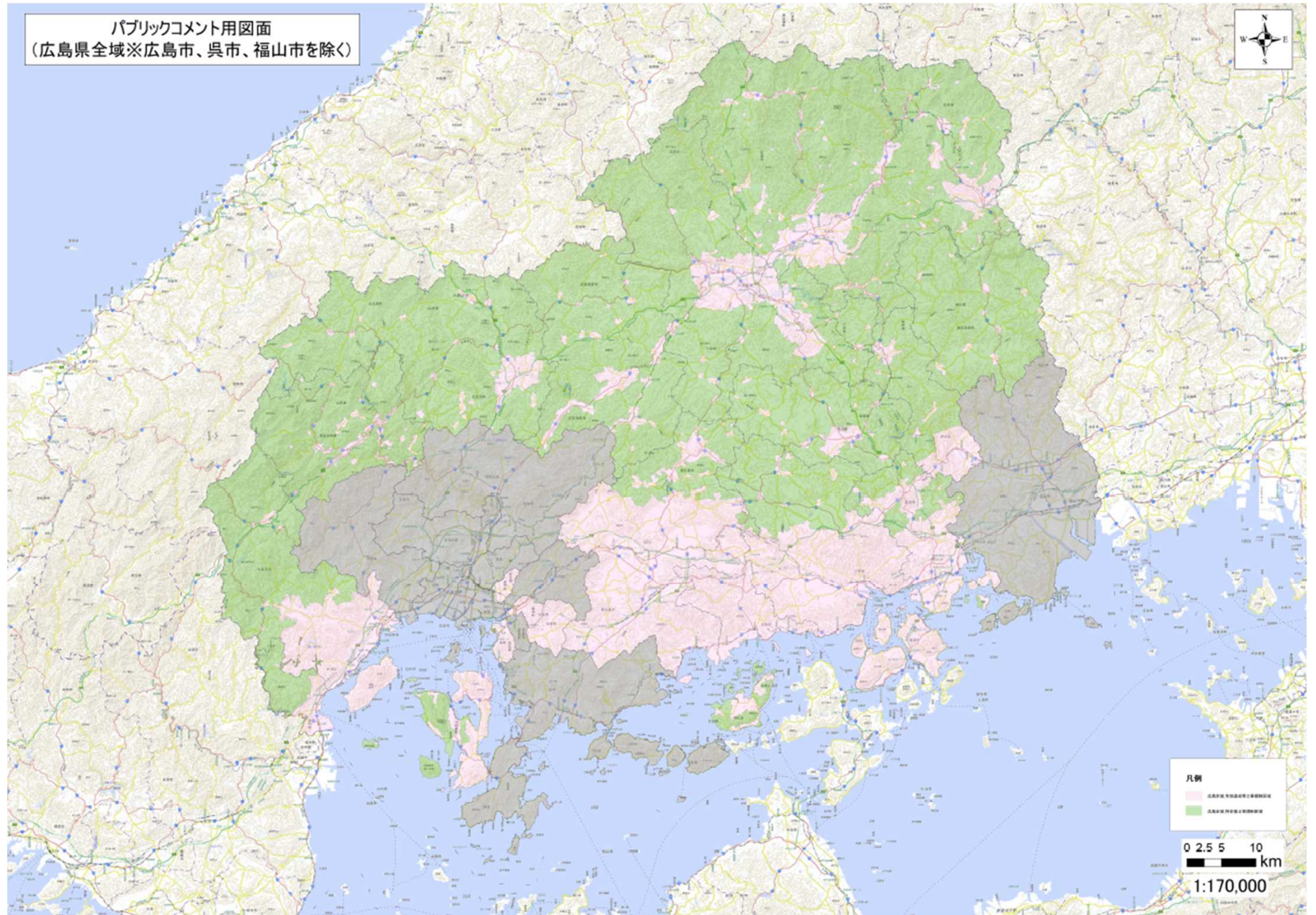


集落(50m-3棟以上)、非集落(50m-3棟未満)、溪流等の分布図

●合理的規制区域その2の検討例 (市街地・集落; 50m-3棟、保全対象の道路; 市町村道以上)



広島県規制区域



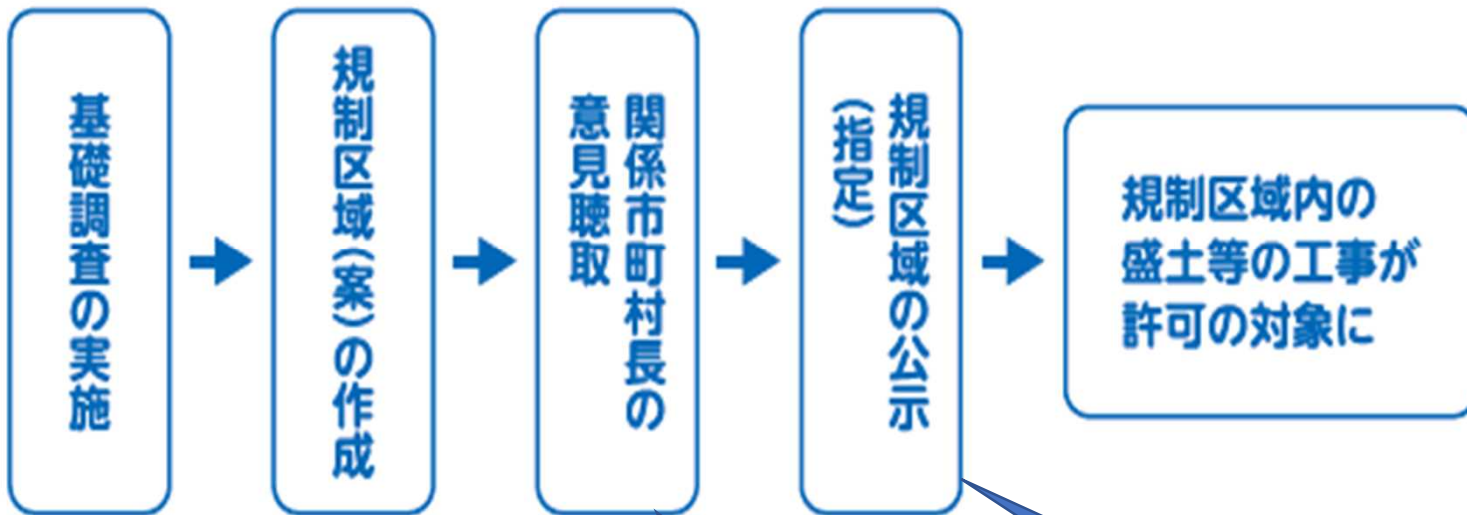
規制区域の指定までの流れ

規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

<規制区域の指定の流れ>



実施中

令和5年度末予定
市町村説明会
の実施(R5.12)

令和6年度
予定
パブリックコメント
も実施予定

令和7年度予定

